

令和 6 年度国際救援・開発協力事業派遣要員

募集要項

(令和 5 年 11 月 14 日付国企第 245 号通知添付)

1 共通事項

(1) 応募要件（共通）

原則として以下の要件を満たしていることを前提とする。

- ア 国際救援・開発協力要員基礎研修会（BTC）又は国際救援・開発協力要員研修Ⅱ（IMPACT）を修了（または派遣前までに修了を予定）していること。
- イ 危機管理研修Ⅱまたは安全管理研修Ⅱを修了（または派遣前までに修了を予定）していること。
- ウ 英語での協議、報告書等の作成及びその他業務の遂行が可能であること。
- エ 派遣に際し、差し障り無い健康状態であること。

(2) その他（※必ず一読の上、応募を検討すること。）

- ア 特に記載がない限り、派遣開始は当該月の月初、派遣終了は当該月の月末となること。
- イ 派遣期間の前後には、必要に応じて引継期間等が加えられること。
- ウ 現地情勢及び事業進捗等により、派遣募集自体の取り下げ及び派遣期間等が変更となる可能性が隨時あること。
- エ 派遣先での職務詳細等につき質問がある場合は、国際部企画課派遣係（kokusai-hr@jrc.or.jp）まで個別に照会すること。
- オ 令和 5 年 8 月以降国際要員ウェブサイト上で事前に情報掲載した「令和 6 年度派遣募集情報①～④」のうち、パレスチナ赤新月社医療支援事業（レバノン及びガザ）については、令和 5 年 10 月 7 日に発生したイスラエル・パレスチナ間の武力衝突の影響に鑑み、現時点においては令和 6 年度の公募を行わないこと。
また、シリア国事務所（シリア）保健要員（コーディネーター）については、現地のニーズ等に鑑み、令和 6 年度の公募は行わないこと。
- カ 上記 1 (1) イについては、令和 5 年 8 月以降国際要員ウェブサイト上で事前に情報掲載した「令和 6 年度派遣募集情報①～④」の募集要綱記載の「安全管理ワークショップ」に関する応募要件を削除していること。

2 募集事業及び要員

(1) バングラデシュ南部避難民保健医療支援事業

平成 29 年 8 月以降急激に増加した隣国ミャンマーからの避難民に対して、基礎保健緊急対応ユニット（第 1 ～ 6 班）の派遣に引き続き、平成 30 年 5 月からはバング

ラデシュ赤新月社への助言、指導を主とした中長期の保健医療支援事業を展開している。令和6年度は第二期事業（3か年）の3年目にあたる。

ア 心理社会的支援（PSS）要員：1名

（ア）派遣期間

令和6年6月～令和7年3月（10か月）

（イ）主な職務

バングラデシュ赤新月社を支援している姉妹社デンマーク赤十字社への派遣、心理社会的支援（PSS）活動に係る計画立案や実施管理、モニタリング評価等を行う。

（ウ）応募要件

- PSS関連研修を修了していること。
- 連盟や姉妹社によるPSS関連研修を受講していることが望ましい。
- 海外派遣経験があることが望ましい。
- 総合職、医療職等の職種等は問わないこと。

イ 地域保健（CBHFA）要員：1名

（ア）派遣期間

令和6年4月～令和7年3月（12か月）

※12か月未満の派遣については応相談。

※令和6年3月からの派遣可能性もあり。

（イ）主な職務

事業管理責任者の監督のもと、バングラデシュ赤新月社、国際赤十字・赤新月社連盟及び日本赤十字社を含む各国姉妹社と連携し、地域保健活動全体の質的向上のための技術的支援を行う。

（ウ）応募要件

- 海外派遣経験が1回以上あること。
- 地域保健に関する知見があること。
- PCM手法研修（計画・立案コース及びモニタリング・評価コース）を修了（または派遣前までに修了を予定）していることが望ましい。
- 総合職、医療職等の職種は問わないこと。

（2）国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）事業

連盟事業への派遣については、社内選考とは別に連盟による選考プロセスが設けられる予定であること。

ア 中東・北アフリカ地域事務所（レバノン）緊急保健要員（デレゲート）：1名

（ア）派遣期間

令和6年4月～令和7年3月（12か月）

※期間については応相談。

（イ）主な職務

中東・北アフリカ地域における特に17の各国赤十字・赤新月社及び各連盟事務所をはじめとする関係機関と協力し、様々な緊急保健に関する助言や支援を提供する。

※応募者の経歴により、職務等は若干変更となる（デレゲートではなく、コーディネーター級での派遣を調整する）可能性があること。

（ウ）応募要件

- 海外派遣経験が複数回あること。
- 地域保健に関わる国際活動への派遣経験があること。
- PCM 手法研修（計画・立案コース及びモニタリング・評価コース）を修了（または派遣前までに修了を予定）していることが望ましい。

イ タイ・カンボジア・ラオス・ベトナム国クラスター事務所（タイ）保健要員

（オフィサー）：1名

（ア）派遣期間

令和6年9月～令和7年8月（12か月）

※期間については応相談だが、12か月の派遣が最も望ましいこと。

（イ）主な職務

医療分野での現場経験を活かし対象4カ国（タイ・カンボジア・ラオス・ベトナム）の赤十字社の保健戦略等の策定支援、各種事業の管理、連盟等が行う研修や会議の調整・運営、その他保健分野での支援・助言と企画・調整業務を担う。

（ウ）応募要件

- 1回以上の海外派遣経験があること。（連盟の緊急対応事業に関する知見があるとなおよいこと。）
- 地域保健に関わる国際活動への派遣経験があること。
- PCM 手法研修（計画・立案コース及びモニタリング・評価コース）を修了（または派遣前までに修了を予定）していることが望ましい。
- 職種は問わないこと。

（3）赤十字国際委員会（ICRC）事業

ICRC 事業にかかる公募については、応募者の一定期間における派遣可否を ICRC に対して積極的に事前共有するものであり、実際の派遣については、現地ニーズ等

に基づく ICRC からの要請ベースとなること。（派遣を確約するものではないこと。）ICRC に対する事前共有は年間を通して隨時行う予定であるため、応募者は応募時に最新の CV を提出し、応募期間終了後も派遣可否に変更等が生じた場合は、その都度国際部企画課派遣係あて共有すること。また、過去に ICRC における要員登録がない要員については、別途、登録のための ICRC 側の選考プロセスを経る必要があること。（過去、選考プロセスにて落選した要員も同様であること。）

なお、具体的な派遣先については、ICRC が実施する医療支援事業等への派遣を想定しており、「日本赤十字社国際救援・開発協力要員安全管理体制要綱」等に基づき、日本赤十字社と ICRC の調整によって決定されること。

※詳細については、国際部企画課派遣係まで個別に照会すること。

ア 派遣期間の目安

令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月において、以下の職種別の派遣期間の目安に応じて、派遣要請に応じることのできる時期を指定すること。

- (ア) 医師（外科／麻酔科／救急外来／整形外科）：2～3 か月
- (イ) 看護師長：6 か月
- (ウ) 看護師（手術室／病棟／小児科）：6 か月
- (エ) 助産師：6 か月
- (オ) 理学療法士：6 か月
- (カ) その他（Hospital Project Manager／Health Coordinator 等）：12 か月

※上記期間はあくまで目安であり、実際の派遣期間は事業内容等により調整が入ること。

イ 派遣要件

- ERU 派遣（2 回以上）経験者が望ましいこと。
- マニュアルの自動車運転免許が必須であること。
- ICRC 事業への派遣経験、または過去に日本赤十字社が実施した北イラク・クルド地域戦傷外科実地研修、ウガンダ北部医療支援事業またはパレスチナ赤新月社医療支援事業の経験があるとなお良いこと。
- ICRC が主催する War Surgery Seminar や日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二赤十字病院が主催する災害外傷研修を修了しているとなお良いこと。

※参考（看護職のみ）：

「赤十字の国際活動における看護実践能力向上のためのキャリア開発ラダー（令和 4 年 2 月改定）」：「レベル 1 以上」を取得していることが望ましい。